

お 知 ら せ

令和4年5月7日
内閣官房

1. 北朝鮮は、本日（7日）14時6分頃、朝鮮半島東岸付近から、1発の弾道ミサイルを東方向に発射した。詳細については現在分析中であるが、発射されたのは潜水艦発射弾道ミサイル（SLBM）と推定され、最高高度約50km程度で、約600km程度飛翔し、落下したのは朝鮮半島東側の日本海であり、我が国の排他的経済水域（EEZ）外と推定される。
また、付近を航行する航空機や船舶への情報提供を行ったところ、現時点において被害報告等の情報は確認されていない。
2. 総理には、本件について直ちに報告を行い、
 - ① 情報収集・分析に全力を挙げ、国民に対して、迅速・的確な情報提供を行うこと
 - ② 航空機、船舶等の安全確認を徹底すること
 - ③ 不測の事態に備え、万全の態勢をとることの3点について指示があった。
3. また、政府においては、官邸危機管理センターに設置している「北朝鮮情勢に関する官邸対策室」において、関係省庁間で情報を集約するとともに、緊急参集チームを招集し、対応について協議を行った。
4. これまでの弾道ミサイル等の度重なる発射も含め、一連の北朝鮮の行動は、我が国、地域及び国際社会の平和と安全を脅かすものである。また、このような弾道ミサイル発射は、関連する安保理決議に違反するものであり、我が国としては、北朝鮮に対して厳重に抗議し、強く非難した。
5. 国民の生命・財産を守り抜くため、引き続き、情報の収集・分析及び警戒監視に全力を挙げ、今後追加して公表すべき情報を入手した場合には、速やかに発表することとした。